(証券コード6822)
2020年６月５日

株　主　各　位

横浜市港北区菊名七丁目３番16号
大 井 電 気 株 式 会 社
取締役社長　石　田　　甲

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人と人との密接触回避や外出自粛等が社会的要請として求められております。このような事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていたうえで、開催させていただくことといたしました。
　株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後５時15分までに到着するよう、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　横浜市港北区菊名七丁目３番16号
当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
３．会議の目的事項
報告事項１．第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　補欠監査役３名選任の件

第３号議案　利益準備金減少の件

４．インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ooi.co.jp）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

（1）事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

（2）事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」

（3）連結計算書類の「連結注記表」

（4）計算書類の「個別注記表」

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ooi.co.jp）に掲載いたしますのでご了承下さい。

〈株主様へのお願い〉

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ooi.co.jp)より、発信情報をご確認下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）

会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰り頂く場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。

本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

本総会終結のときをもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石田　甲（いしだ　こう） (1963年６月18日生)	1987年４月　㈱三和銀行入行 1997年７月　当社入社 1999年６月　当社取締役経営管理本部長付 2003年４月　当社取締役第１事業部大阪支社長 2004年５月　当社取締役事業本部大阪支社長 2007年７月　当社取締役第三営業本部長 2012年４月　当社取締役管理統轄副統轄兼経営管理第二本部長 2013年６月　当社常務取締役 2014年４月　当社取締役社長（現任）	42,233株
	(取締役候補者とした理由) 金融機関での勤務を経て営業部門の責任者を務めたこと、取締役社長として当社グループ経営を牽引してきたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	千葉　敏幸（ちば　としゆき） (1965年３月29日生)	1985年４月　大井電子㈱入社 2004年５月　当社生産本部技術１部第２グループマネージャー 2008年４月　当社水沢製作所NW・監視制御技術部長 2010年４月　当社水沢製作所副所長 2012年４月　当社水沢製作所長 2015年６月　当社取締役ＳＥ本部長 2019年４月　当社取締役営業統括 2020年４月　当社取締役(現任)	1,084株
	(取締役候補者とした理由) 技術部門長、製作所長、SE・営業部門責任者と幅広い分野の責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>加 藤 一 夫
(1957年２月21日生)</td><td>1975年 ４月　大井電子㈱入社
2001年 ４月　当社第３事業部技術２部次長
2008年 ４月　当社ＳＥセンター通信伝送システム部長
2012年10月　当社水沢製作所副所長兼研究部長
2016年 ４月　当社仙台研究開発センター長
2016年 ６月　当社取締役仙台研究開発センター長
2019年 ４月　当社取締役技術・生産統括
2020年 ４月　当社取締役仙台研究開発センター長(現任)</td><td>600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
研究開発部門長、技術・生産統括を務めたことによる、特に技術分野専門知識と豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>仁 井 克 己
(1961年９月27日生)</td><td>1985年 ４月　東京電力㈱入社
2009年 ７月　同社電子通信部通信企画
グループマネージャー
2012年10月　同社電子通信部長代理
2013年 ６月　同社江東支社長
2017年 ７月　当社第一営業本部長付
2019年 ４月　当社営業統括副統括
2019年 ６月　当社取締役営業統括副統括
2020年 ４月　当社取締役経営管理本部長(現任)</td><td>343株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
電力会社における電子通信部門、支社長勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 ※	岡本俊也 (1959年12月４日生)	1982年４月　三菱電機(株)入社 2005年４月　同社北陸支社電子通信部長 2012年４月　同社通信事業部専任 2013年１月　当社出向、第二営業本部長付 2013年４月　当社出向、第二営業本部長 2015年３月　当社第二営業本部長 2017年４月　当社執行役員第二営業本部長 2020年４月　当社執行役員営業統括副統括兼第二営業本部長(現任)	０株
	(取締役候補者とした理由) 総合電機メーカーにおける通信事業営業部門での勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
6	保々雅世 (1960年７月22日生)	1983年４月　日本アイ・ビー・エム㈱入社 1995年４月　ＳＡＰジャパン㈱社長補佐 1998年11月　ヴィリアネットジャパン㈱代表取締役社長 2004年３月　マイクロソフト㈱業務執行役員 2006年７月　日本オラクル㈱執行役員 2013年４月　青山学院大学大学院国際マネジメント研究科特任教授 2019年６月　㈱イグアス取締役（現任） 2019年６月　当社取締役(現任)	０株
	(社外取締役候補者とした理由) 企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で提言頂くことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 保々雅世氏は、社外取締役候補者であります。
4. 保々雅世氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、就任された場合には独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外役員に就任してからの年数について
保々雅世氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって１年になります。
6. 当社は、保々雅世氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。

第２号議案　補欠監査役３名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、津久井則之氏は監査役佐々木正光氏の補欠者、三浦繁樹氏は社外監査役本村健氏の補欠者、肝付正路氏は社外監査役佐藤徹氏の補欠者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	津久井則之（つくいのりゆき） (1947年２月10日生)	1970年４月　当社入社 2001年６月　当社取締役事業管理部長 2003年６月　当社常務取締役販売統括 2009年５月　オオイテクノ㈱代表取締役社長 2011年６月　同社相談役 2012年６月　当社常勤監査役	1,800株
2	三浦繁樹（みうらしげき） (1971年６月24日生)	1999年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 児玉・齋藤法律事務所入所 2003年３月　半蔵門総合法律事務所パートナー（現任） 2014年４月　第一東京弁護士会常議員会副議長 2015年４月　最高裁判所司法研究所教官	０株
3	肝付正路（きもつきまさみち） (1961年11月８日生)	1984年４月　東洋信託銀行㈱入行 2003年10月　UFJ信託銀行㈱資産金融部次長 2011年６月　三菱UFJ信託銀行㈱執行役員資産金融第２部長 2015年６月　エム・ユー・トラストアップルプランニング㈱代表取締役副社長（現任） 2018年６月　住宅産業信用保険㈱監査役（現任）	０株

（注）1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三浦繁樹氏及び肝付正路氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由
(1) 三浦繁樹氏は、弁護士としての専門分野での豊富な経験・見識を当社の監査に反映いただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
(2) 肝付正路氏は、金融機関における豊富な経験・見識を当社の監査に反映いただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 三浦繁樹氏は「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。

第３号議案　利益準備金減少の件

剰余金の配当等財源の充実を図るとともに今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、利益準備金の取り崩しを行い、全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたしたいと存じます。
ご承認いただきました場合、本総会終了後の取締役会決議において、会社法第459条及び当社定款第49条の規定に基づき、１株につき50円、支払開始日を2020年６月26日とする期末配当決定の決議をする予定であります。

１．減少する利益準備金の額
利益準備金488,032,157円のうち488,032,157円（全額）

２．準備金の額の減少が効力を生ずる日
2020年６月25日

以　上

[添付書類]

事　業　報　告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の減速から輸出・生産に力強さを欠くものの、企業収益は一進一退ながら高水準を維持し、また、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直し、政府・日銀の経済政策を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、長期化する米中通商問題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、先行きは極めて不透明な状況になっております。

当社をとりまく市場動向につきましては、主要顧客である電力業界における原子力発電所の稼働停止等による発電コスト増大の影響が長期にわたり継続しております。またスマートメーター・スマートグリッド関連機器への投資は、電力自由化に伴う需要増は一巡しておりますが、第５世代移動通信システム(5G)の普及、インターネット利用拡大によるデータトラヒックの増大、IoTデバイスの急速な普及等により、当社ビジネス参入機会の拡大が見込まれます。

このような事業環境下で、当社の当連結会計年度の売上高につきましては、情報通信機器製造販売及びネットワーク工事保守事業が共に堅調に推移したため、253億14百万円（前年同期比12.2％増）となりました。

利益につきましては、情報通信機器製造販売における利益率の改善により、営業利益は５億69百万円（前年同期比21億45百万円の損失減・黒字化）、親会社株主に帰属する当期純利益は５億23百万円（前年同期比33億３百万円の損失減・黒字化）となりました。

[情報通信機器製造販売]

光伝送機器及び防災システム関連機器が増加したため、売上高は131億34百万円（前年同期比16.8％増）となりました。セグメント利益につきましては、前年同期の開発案件に関連して発生した工事損失引当金相当の利益の改善及び材料費、外注費、経費、人件費の効率化や削減等の施策による利益率改善により、３億80百万円（前年同期比21億90百万円の損失減・黒字化）となりました。

[ネットワーク工事保守]

電力・キャリア向け通信線路工事及び保守ならびに基地局関連工事及び保守が増加したため、売上高は121億80百万円（前年同期比7.6％増）となりました。セグメント利益につきましては、１億84百万円（前年同期比14百万円減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は３億１百万円であり、その主なものは、機器の生産増強のための設備や新製品開発用の試験装置等であります。なお、増資や社債発行等による特別な資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第93期 (2017年３月期)	第94期 (2018年３月期)	第95期 (2019年３月期)	第96期 (2020年３月期)
売上高(千円)	26,077,696	23,830,534	22,561,995	25,314,544
経常利益又は損失（△）(千円)	408,670	162,093	△1,480,623	620,405
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失（△）(千円)	141,933	△116,062	△2,779,482	523,843
１株当たり当期純利益又は損失（△）(円)	9.78	△9.03	△2,157.39	405.70
総資産(千円)	19,098,435	19,269,273	17,143,189	20,219,305
純資産(千円)	9,809,175	9,994,986	7,205,241	7,684,610

＜第93期＞

売上高につきましては、数年来継続しておりました電力自由化に伴うスマートメーター・スマートグリッド関連機器への投資が一巡した関係で、情報通信機器製造販売が大幅に減少しました。損益につきましても、売上規模の減少に伴い減少しております。

＜第94期＞

売上高につきましては、ネットワーク工事保守においてキャリア向け通信機器工事及び通信線路工事の増加があったものの、情報通信機器製造販売においてスマートメーター・スマートグリッド関連機器が大幅に減少したため全体として減少いたしました。損益につきましても情報通信機器製造販売の売上規模減の影響により大幅に減少しております。

＜第95期＞

売上高につきましては、情報通信機器製造販売において電力会社の設備投資が一部延伸となった他、新規システム開発案件の延伸等の影響により大幅に減少いたしました。損益につきましては、材料費等の圧縮や人件費削減等のコスト削減を行ったものの、情報通信機器製造販売の売上減少の影響並びに、新規のシステム開発案件におけるソフトウェア開発期間の延長によるコスト増の結果、大幅に減少しております。

＜第96期＞

「１．企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」に記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報通信機器業界は、産業の空洞化に伴う国内工業生産の減少などにより、投資は縮小傾向にあるものの、東日本大震災の経験を経て、通信インフラの耐災害性強化、エネルギー制約の克服やＣＯ$_2$削減にも繋がるエネルギー効率化に向けた貢献が期待されております。また、高度な通信インフラの普及とネットワーク接続端末の多様化・高機能化が進み、これらの利活用面での発展による安全・安心・便利な社会を支えるための新規通信需要創出の流れは、今後、ますます進展し、更に通信機器の枠を超えた新しいビジネスモデルも出現してくるものと予想されます。

当社グループといたしましては、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の構築を図り、成長分野に向け、引続き以下の具体的施策の展開を推進してまいります。

① 経営戦略

当社グループは、大井電気㈱及びオオイテクノ㈱が主に情報通信機器製造販売事業を、日本フィールド・エンジニアリング㈱及び日本テクニカル・サービス㈱が主にネットワーク工事保守事業を営んでおります。各社の自立経営を基本としつつ、グループ間でのシナジーを発揮することで、グループ全体での事業規模・利益拡大を図ってまいります。

各セグメントの経営戦略は以下のとおりです。

(情報通信機器製造販売)

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にありますが、将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進すると共に、コスト競争力の強化に取り組むことで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。

社会インフラ（電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど）向けの情報通信機器については、基盤事業におけるシェアの拡大を図るとともに、ＯＴＮ(*1)プラットフォーム事業、ＩｏＴ関連に利用されるＬＰＷＡ(*2)事業など昨今の通信インフラの多様化・効率化ニーズに対応した事業や、地方自治体向け防災事業、エネルギーマネジメントシステム関連事業など社会的なニーズの高い新規事業に積極的に取り組んでまいります。

*1 Optical Transport Network
*2 Low Power Wide Area

(ネットワーク工事保守)

ネットワーク工事保守業界においては、スマートグリッド関連や防災関連など事業機会自体は拡大の方向にありますが、一方で価格競争は近年益々激化する傾向にあり、価格対応力の強化が大きな課題となっております。

こうした厳しい環境下でありますが、長年培ってきた、保守・工事におけるノウハ

ウ・技術力を生かし、また価格対応力を強化することで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

② 経営体質の強化

当社グループは、電力会社・官公庁等の事業の関係から下半期に売上計上が集中し、また、顧客の調達方針の変化等が業績に与える影響も大きいことから、生産性向上活動の推進や事業性を吟味した設備投資など、収益規模変動に柔軟に対応できる経営体質を確保してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日本フィールド・エンジニアリング株式会社	75,000千円	53.18%	電子通信施設、給電施設の工事、通信線路工事及び保守受託業務
日本テクニカル・サービス株式会社	50,000千円	100%	各種電子機器及び通信機器の据付工事並びに保守受託業務及び販売
オオイテクノ株式会社	20,000千円	75%	各種通信機器・電子機器のソフトウェアの開発、設計及び販売
株式会社エヌ・エフ・サービス	10,000千円	(53.18%)	電子通信施設、給電施設の工事・保守受託業務

(注) 株式会社エヌ・エフ・サービスは、日本フィールド・エンジニアリング株式会社が100%の議決権を保有しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、以下の製品の製造、販売並びに工事・保守受託業務等を主な事業内容としております。

区分	主な製品
情報通信機器製造販売	光伝送システム、セキュリティ・監視システム、リモート計測・センシングシステム、無線応用システムの関連機器
ネットワーク工事保守	通信設備、光ネットワーク、ＣＡＴＶ等の工事・保守

(7) 主要な事業所、工場及び研究所（2020年３月31日現在）

当社本社	横浜市港北区菊名七丁目３番16号
当社支社	６支社（札幌市・仙台市・名古屋市・吹田市・広島市・福岡市）
当社工場	水沢製作所（奥州市）
当社研究所	仙台研究開発センター（仙台市）
子会社	日本フィールド・エンジニアリング㈱国内10拠点
	日本テクニカル・サービス㈱国内12拠点
	オオイテクノ㈱国内２拠点
	㈱エヌ・エフ・サービス国内１拠点

(8) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
情報通信機器製造販売	488名	増減なし
ネットワーク工事保守	531名	９名増
合計	1,019名	９名増

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男子	387名	１名減	45.6才	22.0年
女子	45名	増減なし	46.2才	24.3年
合計又は平均	432名	１名減	45.7才	22.2年

(9) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先名	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	560,000千円
株式会社三井住友銀行	530,000千円
株式会社みずほ銀行	290,000千円
株式会社横浜銀行	70,000千円

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　5,480,000株
(2) 発行済株式総数　1,470,000株　(自己株式 178,191株)
(3) 株主数　1,183名
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	247千株	19.13%
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	116千株	9.01%
石田哲爾	56千株	4.35%
大井電気従業員持株会	45千株	3.50%
石田甲	42千株	3.26%
三菱UFJ信託銀行株式会社	30千株	2.32%
島根良明	24千株	1.92%
一般財団法人石田實記念財団	22千株	1.71%
石橋健	16千株	1.25%
石田雅子	16千株	1.24%

（注） 持株比率は、自己株式（178,191株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役社長 (代表取締役)	石田　甲		
常務取締役	田中繁寛	管理統括	
常務取締役	長瀬平明	仙台研究開発センター長	
取締役	千葉敏幸	営業統括	
取締役	加藤一夫	技術・生産統括	
取締役	仁井克己	営業統括副統括	
取締役	保々雅世	株式会社イグアス 社外取締役	重要な取引関係なし
常勤監査役	佐々木正光		
常勤監査役	佐藤　徹		
監査役	本村　健	岩田合同法律事務所パートナー 株式会社データ・アプリケーション取締役監査等委員 アルテリア・ネットワークス株式会社 社外監査役 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授	重要な取引関係なし

（注）1. 取締役保々雅世氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2019年６月、同取引所に届け出ております。
2. 監査役佐藤徹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2014年５月、同取引所に届け出ております。
3. 監査役本村健氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当事業年度中の取締役、監査役の異動
①渡辺恭行氏、長谷川博和氏の両氏は2019年6月26日開催の第95期定時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。
②仁井克己氏、保々雅世氏の両氏は2019年6月26日開催の第95期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人　数	報酬等の総額
取締役	9名	54,962千円
監査役	3名	23,905千円
合計	12名	78,868千円

(注) ①上記支給額には、当事業年度中に株式報酬費用として費用処理した7,234千円を含んでおります。
②上記支給額のうち、社外役員の報酬等の総額は、４名19,223千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、前記(1)「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	保々　雅世	2019年６月26日就任後開催の取締役会13回のうち12回に出席し、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識から、発言を行っております。
監査役	佐藤　徹	当事業年度開催の取締役会及び監査役会それぞれの全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問、助言を行っております。また、常勤監査役としての取締役からの聴取、代表取締役との意見交換、事業所・子会社の往査なども行っております。
監査役	本村　健	当事業年度開催の取締役会及び監査役会それぞれの全てに出席し、弁護士としての専門知識と他の企業における取締役及び監査役として培ってきた豊富な経験・見識から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問・助言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役保々雅世氏及び社外監査役本村健氏との間において、会社法第427条第１項ならびに定款第30条及び第43条の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第１項の損害賠償責任について、責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　32,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　32,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人から、当年度の事業年度の監査日数、人員配置など監査計画の説明を受け、前年度の実績と評価、当年度の会計監査人の監査の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、監査役会にて審査し、会計監査人の解任または不再任を決定します。解任、不再任とする場合は、その議案を取締役会へ提出し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,052,149**	**流動負債**	**8,932,235**
現金及び預金	2,386,741	支払手形及び買掛金	3,275,660
受取手形及び売掛金	7,802,407	電子記録債務	74,528
電子記録債権	355,577	短期借入金	1,450,000
商品及び製品	437,195	リース債務	1,412
仕掛品	4,351,850	未払金	1,263,512
原材料及び貯蔵品	596,397	未払法人税等	82,064
その他	127,984	未払消費税等	258,363
貸倒引当金	△6,004	賞与引当金	840,992
		役員賞与引当金	15,140
固定資産	**4,167,156**	工事損失引当金	1,218,880
有形固定資産	**2,376,448**	その他	451,680
建物及び構築物	561,422	**固定負債**	**3,602,459**
機械装置及び運搬具	108,326	リース債務	3,531
工具器具及び備品	261,911	長期未払金	71,438
土地	1,422,171	役員退職慰労引当金	28,563
リース資産	4,578	退職給付に係る負債	3,413,435
建設仮勘定	18,038	資産除去債務	84,781
無形固定資産	**356,309**	その他	710
ソフトウェア	339,578	**負債合計**	**12,534,695**
その他	16,730	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,434,398**	**株主資本**	**6,866,231**
投資有価証券	525,448	**資本金**	**2,708,389**
長期貸付金	2,210	**資本剰余金**	**1,401,317**
繰延税金資産	619,079	**利益剰余金**	**3,308,006**
その他	288,363	**自己株式**	**△551,481**
貸倒引当金	△704	**その他の包括利益累計額**	**△265,145**
		その他有価証券評価差額金	**136,784**
		退職給付に係る調整累計額	**△401,930**
		非支配株主持分	**1,083,524**
		純資産合計	**7,684,610**
資産合計	**20,219,305**	**負債及び純資産合計**	**20,219,305**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**25,314,544**
売上原価		**20,542,308**
売上総利益		**4,772,235**
販売費及び一般管理費		**4,203,075**
営業利益		**569,159**
営業外収益		
受取利息及び配当金	19,568	
雑収益	48,995	68,564
営業外費用		
支払利息	2,669	
雑損失	14,649	17,318
経常利益		**620,405**
税金等調整前当期純利益		**620,405**
法人税、住民税及び事業税	52,859	
法人税等調整額	△42,268	10,591
当期純利益		**609,813**
非支配株主に帰属する当期純利益		85,970
親会社株主に帰属する当期純利益		**523,843**

連結株主資本等変動計算書

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,708,389	1,402,573	2,784,971	△557,707	6,338,226
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			523,843		523,843
自己株式の取得				△362	△362
自己株式の処分		△2,064		6,588	4,524
自己株式処分差損の振替		808	△808		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		△1,255	523,034	6,226	528,005
当期末残高	2,708,389	1,401,317	3,308,006	△551,481	6,866,231

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	147,532	△296,683	△149,150	1,016,165	7,205,241
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					523,843
自己株式の取得					△362
自己株式の処分					4,524
自己株式処分差損の振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,747	△105,247	△115,995	67,359	△48,636
当期変動額合計	△10,747	△105,247	△115,995	67,359	479,369
当期末残高	136,784	△401,930	△265,145	1,083,524	7,684,610

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２０日

大 井 電 気 株 式 会 社

取締役会　　御　中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鹿　島　寿　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　山　誠一郎　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、大井電気株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大井電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,523,761**	**流動負債**	**6,742,728**
現金及び預金	1,346,421	電子記録債務	74,528
受取手形	18,731	買掛金	3,098,365
電子記録債権	235,658	短期借入金	1,300,000
売掛金	4,678,913	リース債務	1,412
製品	72,920	未払金	323,064
半製品	319,341	未払費用	232,031
材料	540,804	未払法人税等	53,321
仕掛品	4,179,727	未払消費税等	78,214
貯蔵品	14,987	前受金	7,593
短期貸付金	420	預り金	18,938
前渡金	2,732	賞与引当金	403,577
前払費用	2,263	役員賞与引当金	7,140
未収入金	108,182	工事損失引当金	1,144,000
その他	3,816	その他	540
貸倒引当金	△ 1,157	**固定負債**	**2,492,719**
		リース債務	3,531
固定資産	**2,318,874**	退職給付引当金	2,332,968
有形固定資産	**1,271,926**	長期未払金	71,438
建物	403,202	資産除去債務	84,781
構築物	6,839	**負債合計**	**9,235,447**
機械装置	108,326	**純資産の部**	
車両運搬具	0	**株主資本**	**4,514,742**
工具器具備品	242,797	**資本金**	**2,708,389**
土地	488,143	**資本剰余金**	**1,442,759**
リース資産	4,578	資本準備金	1,442,759
建設仮勘定	18,038	**利益剰余金**	**915,075**
無形固定資産	**256,494**	利益準備金	488,032
ソフトウエア	241,241	その他利益剰余金	427,043
その他	15,252	繰越利益剰余金	427,043
投資その他の資産	**790,453**	**自己株式**	**△ 551,481**
投資有価証券	297,638	**評価・換算差額等**	**92,445**
関係会社株式	168,025	その他有価証券評価差額金	92,445
長期貸付金	260		
長期前払費用	20,427		
繰延税金資産	248,816		
その他	55,284	**純資産合計**	**4,607,187**
資産合計	**13,842,635**	**負債及び純資産合計**	**13,842,635**

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31 日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**13,541,008**
売上原価		**10,046,701**
売上総利益		**3,494,307**
販売費及び一般管理費		**3,128,509**
営業利益		**365,798**
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,608	
雑収益	57,854	78,462
営業外費用		
支払利息	1,125	
雑損失	5,201	6,327
経常利益		**437,933**
税引前当期純利益		**437,933**
法人税、住民税及び事業税	23,130	
法人税等調整額	△13,048	10,081
当期純利益		**427,851**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,708,389	1,442,759	1,255	1,444,015	677,097	△189,065	488,032	△557,707	4,082,729
当期変動額									
利益準備金の取崩					△189,065	189,065	-		-
当期純利益						427,851	427,851		427,851
自己株式の取得								△362	△362
自己株式の処分			△2,064	△2,064				6,588	4,524
自己株式処分差損の振替			808	808		△808	△808		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計			△1,255	△1,255	△189,065	616,108	427,043	6,226	432,013
当期末残高	2,708,389	1,442,759	-	1,442,759	488,032	427,043	915,075	△551,481	4,514,742

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	94,924	94,924	4,177,653
当期変動額			
利益準備金の取崩			-
当期純利益			427,851
自己株式の取得			△362
自己株式の処分			4,524
自己株式処分差損の振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,479	△2,479	△2,479
当期変動額合計	△2,479	△2,479	429,534
当期末残高	92,445	92,445	4,607,187

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２０日

大 井 電 気 株 式 会 社
　取締役会　　御　中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鹿　島　寿　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　山　誠一郎　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、大井電気株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、重点監査項目等を定めた監査計画を作成し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会その他重要な会議、部門往査等を通し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

大井電気株式会社監査役会

常勤監査役　　佐々木　正光　㊞

常勤社外監査役　　佐藤　徹　㊞

社外監査役　　本村　健　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図


◉菊名駅より徒歩７分
◉お車の場合は大豆戸交差点より
新横浜方向２つ目の信号を左折
してください。
至東京
至渋谷
東急東横線
大豆戸交差点
株主総会会場
文教高木学園
アマノ
ヒロセ
サミット
団地
団地
新幹線
クリーニング
綱島街道
横浜銀行
菊名
一方通行
横浜アリーナ
至東神奈川
新横浜プリンスホテル
横浜線
至横浜
至第三京浜
港北インター
新横浜

第９６期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況
株式会社の支配に関する基本方針
連結注記表
個別注記表

（２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日まで）

大 井 電 気 株 式 会 社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するために必要な体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．取締役は、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、公正且つ適切な経営の実現のため、当社の経営理念、行動規範、法令遵守に関する規程等に従い、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。

イ．取締役は、取締役会規則等に定められた付議事項や報告事項等に関し、取締役社長及び他の取締役の職務執行が適正に行われるよう相互に監督をするものとし、その職務執行状況について、監査役会の定める監督基準及び監査計画に基づく監査役の監査を受ける。

ウ．取締役社長は、経営理念、行動規範、法令遵守に関する規程等に定めるコンプライアンスの重要性を繰り返し使用人に伝えるとともに、業務執行を担当する取締役に、使用人等に対するコンプライアンス教育・啓発活動を行わせ、各種相談窓口等その他実践的運用の充実を図る。また市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体と一切の関係を遮断し、毅然とした態度で対応する。

エ．取締役会は、業務執行部門から独立させた監査室による、各部門の業務執行状況の内部監査を定期的かつ必要に応じ実施させ、その結果について取締役社長を通すなどの方法により報告させる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．取締役の職務に係る情報は、社内規程に基づき、その重要性に応じて適正かつ確実な保存及び管理を行う。

イ．取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

ⅰ） 株主総会議事録と関連資料
ⅱ） 取締役会議事録と関連資料
ⅲ） 常務会議事録と関連資料
ⅳ） その他取締役の職務の執行に関する重要な文書等

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．取締役会は、事業に関連する内外のさまざまなリスクに関する規程を定め、リスク管理体制の実践的運用を実施する。

イ．取締役会は、リスク種別毎の責任部署を定め、全体のリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

ウ．取締役会は、監査室により各部門毎のリスク管理状況の監査を定期的かつ必要に応じ実施させ、その結果について取締役社長を通すなどの方法により報告させる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役会は、合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等に基づき、取締役社長及び取締役の業務執行を行わせる。また、それらの規程は法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は見直す。

イ．取締役会は合理的な経営方針を策定し、全社的な重要事項について検討する常務会等の有効活用や各部門間の連携確保のための制度の整備・運用、また取締役に対する必要かつ効果的な研修の実施等を行う。

⑤ 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．子会社の主体的な経営意思を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき重要事項等についての報告を受けることや子会社へ取締役または監査役を派遣することにより、子会社の取締役の職務執行を監督する。

イ．連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査室と監査役、子会社の監査役及び会計監査人との緊密な連携等の充実を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、補助使用人を置くこととし、補助使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得る。

⑦ 補助使用人の取締役からの独立性と指示の実行性の確保に関する体制

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

⑧ 当社及びグループ会社の取締役並びに使用人が、当社の監査役会に報告をするための体制と報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．当社は、コンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るため、企業倫理ヘルプライン窓口を整備し、運用する。

イ．当社は、監査役または企業倫理ヘルプライン窓口に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由に、不利益な取り扱いを行わない。

⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務

の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ア．当社は、監査役の職務執行上必要な費用を確保するため、毎年度ごとに一定額の予算を設ける。

イ．当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

① 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しております。

② その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、「大井電気行動規範」を策定するとともに、教育・研修を定期的に実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るため企業倫理ヘルプライン窓口を整備し、運用しております。

リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるためリスク種別毎の責任部署による対応を基本とする体制をとっておりますが、その対応状況については、常務会・取締役会等でフォローを行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益配分については、当期の業績及び今後の業績動向、将来への成長投資、財務体質の強化を総合的に勘案し、中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針といたします。

② 内部留保資金につきましては、将来の事業展開や今後の急速な技術革新に備え、新製品・新技術の研究開発投資並びに設備投資等に充当することにより、業績の向上に努め、体質の強化を図ってまいります。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年６月26日開催の第95期定時株主総会において、株主の皆様に承認いただき「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続しております。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」）が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

本プランで定める買付ルール（以下、「本ルール」といいます。）は以下のとおりであります。

① 当社取締役会は、買付者等に対して、大規模買付け等の実行に先立ち、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した

書面の提出を求めます。

② 当社取締役会は、買付者等に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報の提供を求めます。

③ 当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間を設定し、速やかに開示いたします。

④ 独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。

⑤ 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに新株予約権発行等の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルールの設計にあたり、以下の原則を充足することを確認することにより、本ルールが前記基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的に資するものであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされる際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、2019年６月26日開催の第95期定時株主総会において株主の承認を得たうえで継続しております。今後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動また不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は１年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）　本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……４社

連結子会社の名称

日本フィールド・エンジニアリング株式会社
日本テクニカル・サービス株式会社
オオイテクノ株式会社
株式会社エヌ・エフ・サービス

(2) 非連結子会社の数……１社

非連結子会社の名称

株式会社クリエイト・オオイ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法は適用しておりません。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、原材料……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品、貯蔵品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)……定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
工具器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)……定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……役員の賞与支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④　役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤　工事損失引当金……受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事
工事完成基準（検収基準）

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５～18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ．未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

二．小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	408,911千円
土地	734,948千円
投資有価証券	31,385千円
計	1,175,245千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	880,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　7,159,687千円

3．保証債務　1,968千円

従業員の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	1,470,000株	- 株	- 株	1,470,000株
合計	1,470,000株	- 株	- 株	1,470,000株
自己株式				
普通株式 (注)	180,218株	102株	2,129株	178,191株
合計	180,218株	102株	2,129株	178,191株

(注) 1．普通株式の自己株式の株式数の増加102株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の減少2,129株は、株式報酬制度に伴う譲り渡しによる減少であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日取締役会	普通株式	64,590千円	利益剰余金	50円	2020年3月31日	2020年6月26日

(注)会社法に基づく債権者保護手続きが完了し、2020年6月25日開催予定の第96期定時株主総会において、利益準備金の額の減少の件に関する議案が承認可決されることを条件とし、当該株主総会終了後の開催を予定している取締役会において、利益準備金の額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えする旨及び配当する旨の決定を行う予定であります。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、内規に従い取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことにより、リスク軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価や発行体の財務状況等を定期的に把握し、取引先企業との関係を勘案のうえ、保有状況を継続的に見直すこととしております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが６か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2．参照)。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,386,741千円	2,386,741千円	- 千円
(2) 受取手形及び売掛金	7,802,407千円	7,802,407千円	- 千円
(3) 電子記録債権	355,577千円	355,577千円	- 千円
(4) 投資有価証券	436,847千円	436,847千円	- 千円
資産計	10,981,574千円	10,981,574千円	- 千円
(1) 支払手形及び買掛金	3,275,660千円	3,275,660千円	- 千円
(2) 電子記録債務	74,528千円	74,528千円	- 千円
(3) 短期借入金	1,450,000千円	1,450,000千円	- 千円
(4) 未払金	1,263,512千円	1,263,512千円	- 千円
負債計	6,063,701千円	6,063,701千円	- 千円

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)　電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	88,600千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	2,382,768千円	- 千円	- 千円	- 千円
受取手形及び売掛金	7,802,407千円	- 千円	- 千円	- 千円
電子記録債権	355,577千円	- 千円	- 千円	- 千円
合計	10,540,753千円	- 千円	- 千円	- 千円

４．借入金の連結決算日後の返却予定額

	１年以内	1年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
短期借入金	1,450,000千円	- 千円	- 千円	- 千円

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　5,109円96銭

２．１株当たり当期純利益　405円70銭

重要な後発事象に関する注記

利益準備金の額の減少

当社は、2020年５月13日開催の取締役会において、2020年６月25日に開催予定の第96期定時株主総会に、利益準備金の額の減少の件に関する議案を付議することを決議いたしました。

１．利益準備金の額の減少の目的

剰余金の配当財源の充実を図るとともに今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施することを目的として、会社法第448条第１項の規定に基づき、利益準備金の取り崩しを行い、全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

２．利益準備金の額の減少の内容

(1)現象する準備金の額

利益準備金448,032,157円のうち、488,032,157円（全額）

(2)利益準備金の額の減少の方法

会社法第448条第１項の規定に基づき、利益準備金の額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えます。

３．利益準備金の額の減少の日程

(1)取締役会決議日	2020年５月13日
(2)債権者異議申述公告	2020年５月22日
(3)債権者異議申述最終期日	2020年６月22日
(4)株主総会決議日	2020年６月25日（予定）
(5)効力発生日	2020年６月25日（予定）

４．その他

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

（注） 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの……移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)製品、半製品、材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)仕掛品、貯蔵品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし貯蔵品のうち事務用品・工場消耗品類は最終仕入原価法による原価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産
(リース資産を除く)……定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
工具器具備品	２～20年

(2) 無 形 固 定 資 産
(リース資産を除く)……定額法
なお、自社利用のソフトウェアは社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リ　ー　ス　資　産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸　倒　引　当　金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞　与　引　当　金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与 引 当 金……役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金　……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～18年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 工 事 損 失 引 当 金……受注工事の損失発生に備えるため、当期末手持ち受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準（検収基準）

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理…退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建　　物	329,313千円
土　　地	77,904千円
計	407,217千円

なお、担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	800,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　5,206,743千円

3．保証債務　1,968千円

従業員の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	127,364千円
短期金銭債務	144,528千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	419,252千円
仕入高	738,856千円
営業取引以外の取引高	543,198千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式 (注)	180,218株	102株	2,129株	178,191株
合計	180,218株	102株	2,129株	178,191株

(注) 1．普通株式の自己株式の株式数の増加102株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2．普通株式の自己株式の株式数の減少2,129株は、株式報酬制度に伴う譲り渡しによる減少であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	123,414
たな卸資産	120,205
退職給付引当金	1,031,005
工事損失引当金	349,835
資産除去債務	25,926
繰越欠損金	257,713
その他	154,084
繰延税金資産小計	2,062,183
評価性引当額	△1,773,391
繰延税金資産合計	288,791
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△39,974
繰延税金資産の純額	248,816

関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

１．親会社及び法人主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	三菱電機㈱	東京都千代田区	175,820,770	各種電気機械器具、電子応用機械器具、産業機械器具、通信機械器具、その他一般機械器具及び部品の製造並びに販売	(被所有)直接19.2%	当社製品の販売及び同社製品等の一部につき購入	情報通信機器の販売	1,346,199	売掛金	165,431

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　3,566円46銭

２．１株当たり当期純損失　331円36銭

重要な後発事象に関する注記

利益準備金の額の減少

当社は、2020年５月13日開催の取締役会において、2020年６月25日に開催予定の第96期定時株主総会に、利益準備金の額の減少の件に関する議案を付議することを決議いたしました。

１．利益準備金の額の減少の目的

剰余金の配当財源の充実を図るとともに今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施することを目的として、会社法第448条１項の規定に基づき、利益準備金の取り崩しを行い、全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

２．利益準備金の額の減少の内容

(1)減少する準備金の額

利益準備金488,032,157円のうち、488,032,157円（全額）

(2)利益準備金の額の減少の方法

会社法第448条第１項の規定に基づき、利益準備金の額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えます。

３．利益準備金の額の減少の日程

(1)取締役会決議日	2020年５月13日
(2)差権者異議申述公告	2020年５月22日
(3)債権者異議申述最終期日	2020年６月22日
(4)株主総会決議日	2020年６月25日(予定)
(5)効力発生日	2020年６月25日(予定)

４．その他

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

（注） 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。